

西予市 子ども・子育て 支援事業計画

～子育てするなら西予～

【概略版】



平成 27 年 3 月

西予市

はじめに

わが国の少子化は急速に進行しており、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率 2.08 を下回りながら推移しています。一方で、夫婦が実際に産む子どもの人数の平均と、夫婦が理想とする子どもの人数の平均との間には開きが見られ、その理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援推進対策法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが目指されています。

西予市は、平成 21 年度に「西予市次世代育成支援行動計画後期計画」を策定し、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。しかし、西予市においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢時保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。以上のことをふまえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。



目 次

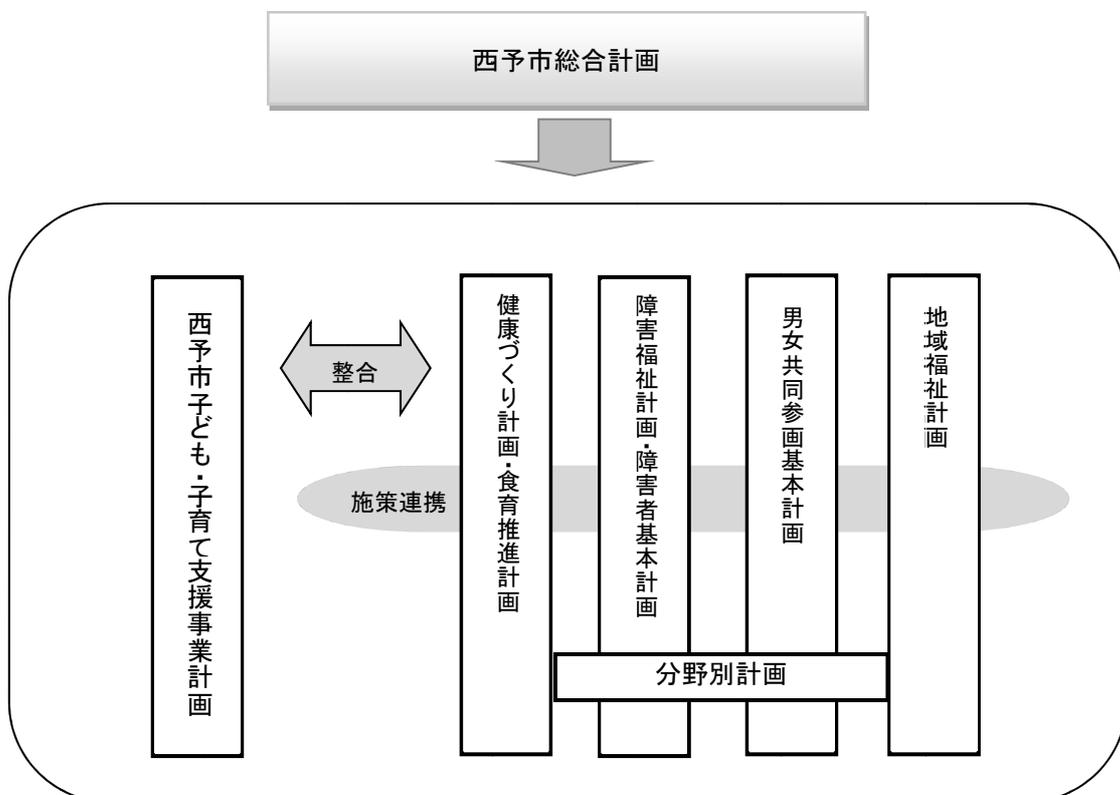
第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の法的根拠と位置づけ	2
2 計画の期間	3
3 策定体制	3
第2章 計画の方向性	4
1 計画の将来像	5
2 計画の基本的な視点	6
3 施策体系	8
第3章 計画施策の展開	9
1 多様なニーズに応じた保育所（園）・幼稚園などの充実	10
2 地域で子育てがしやすい環境の整備	12
3 援護を必要とする子育て家庭への支援	13
4 職業生活と家庭生活との両立の推進	14
5 子育てに関わる教育環境の整備	15
6 情報提供・情報発信	16
7 母子保健医療対策の充実	16
8 子ども・子育てを支援する生活環境と安全の確保	17
第4章 計画推進のために	18
1 計画を推進するための役割	19

第1章 計画策定にあたって



1 計画の法的根拠と位置づけ

○本計画は、「子ども・子育て支援法」の第 61 条及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく法定計画として作成するものであり、西予市における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業、子ども育成支援事業の充実のほか、母子保健事業、ひとり親への支援施策の展開など、子どもを取り巻く各種支援の包括的な整備に向けた計画を定めるものです。なお、「子ども・子育て支援新制度」のはじまりに於じて、「関係法律の整備法に関する法律（児童福祉法等の改正）」に基づくものでもあります。



2 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年	平成 34 年
	西予市子ども・子育て支援事業計画（本計画）							
					評価・次期計画策定	次期計画（平成 32 年度～）		

3 策定体制

本計画の策定にあたっては、西予市子ども・子育て会議を設置し、有識者や教育・保育の関係者、市民等の意見をふまえて策定・検討しました。また、重要事項の各協議については、各部会を設置し、子ども・子育て会議との調整・連携を図りました。



第2章 計画の方向性



1 計画の将来像

全国的に核家族化の進展や地域のつながりの希薄化が進行していく中で、地域の中で子どもを見守り、時には日々の子育てに対する助言や支援、協力を得るといったことが困難な状況となっています。

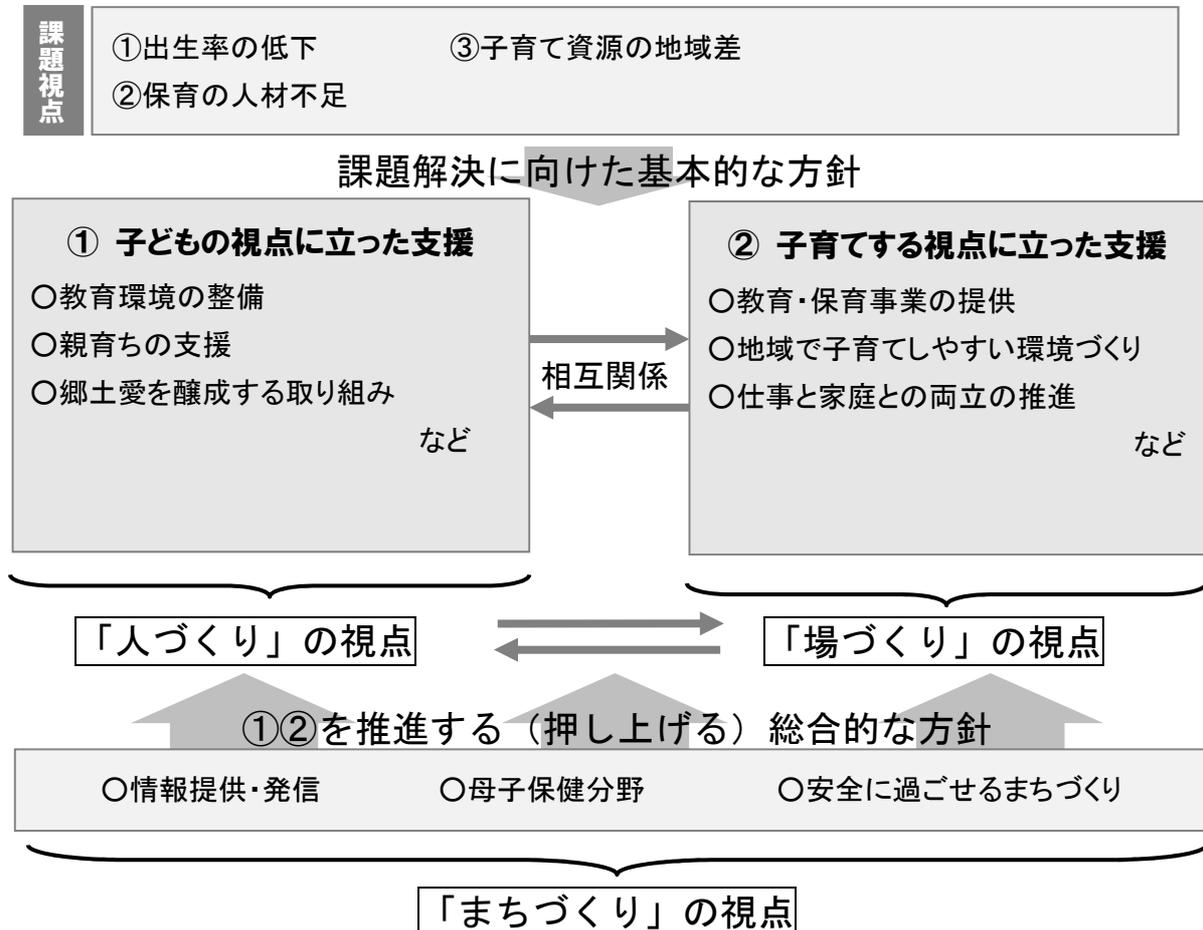
西予市においても、少子高齢化が進み、今後も人口は減少していくと予想されます。そうした中で、今の人口を維持するためには、西予市で子どもを生み、育てる環境を整備し、「西予市で子どもを生みたい」、「西予市で子育てしたい」と思ってもらえることが必要です。

国では、「子育ての第一義的な責任は保護者にある」という考え方のもと、子育てを社会全体で支えていくための環境整備を進めていく方針を打ち出しています。

こうしたことを受けて、西予市で推進してきた「西予市次世代育成支援行動計画後期計画」を継承しつつ、子どもと子育てをする保護者を社会全体で支える仕組みを構築し、子育て環境をより一層充実していくことで「西予市で子育てしたい」と思ってもらえることを目的に、本計画の将来像を掲げます。

将来像

子育てするなら西予



2 計画の基本的な視点

本計画の策定にあたっては、「子どもの幸せや利益を最大限に尊重し、子どもの育ちを第一に考えること」を念頭におくことが大切です。

この視点をもとに、子どもの成長をとらえるとすれば、教育・保育の充実のみならず、乳幼児期から学童期・思春期へとつながる子どもの発達・成長を一体的・連続的にとらえていく必要があります。

そのため、本計画の「基本的な視点」として、子どもの育ちを第一に考えることを念頭におき、「人づくり」、「場づくり」、「まちづくり」の3つの視点からすべての子どもの成長に関わる子育て支援を一体的にとらえ、子どもの成長に合わせて広がっていく計画としていきます。

こうした視点を取り入れ、西予市で育みたい子ども像を実現し、西予市に暮らすすべての子どもたちが元気に学び、育ち、成長することで、子ども自身の「ここで育ちたい・ここで育って良かった」という誇りや愛郷心につながることをめざします。

場づくりの視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援の利用者のニーズは多様化しており、子どものいるすべての家庭が安心して子育てができるためには、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的なサービス提供が必要です。また、地域における子育てを支えるネットワークを形成し、西予市で子育てしやすい環境づくりを進めます。

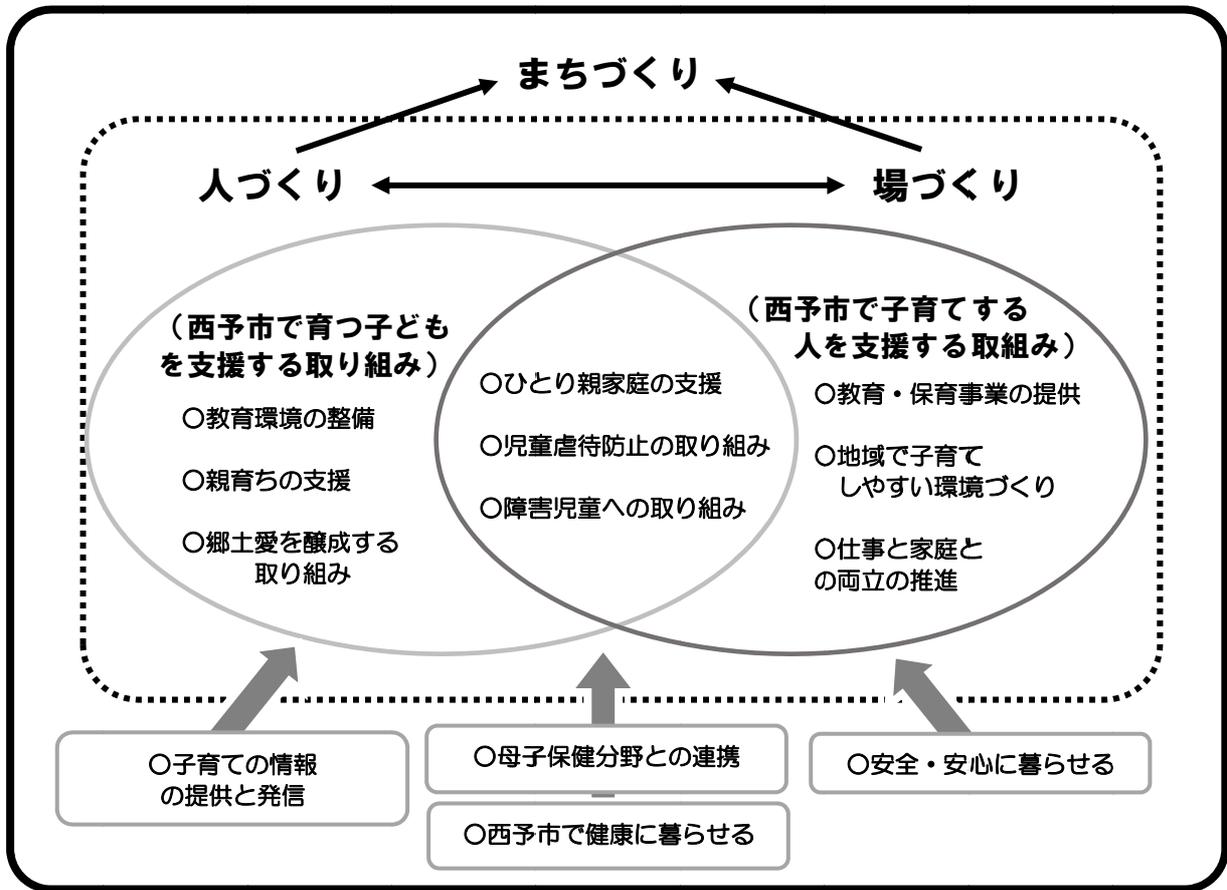
人づくりの視点

西予市で子どもが健やかに成長するためには、乳幼児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められることが重要です。子どもの個々の成長を支え、豊かな人間性が育まれるまちをめざした施策を推進します。

まちづくりの視点

上記の「人づくり」、「場づくり」2つの視点をもって施策を推進するためには、2つの視点を支えるための施策が必要となります。子育てに関する情報提供、健康を確保するための施策、施設や交通環境の整備など、まちづくりに関わる施策を推進します。

◆子どもの育ちと、西予市内での子育てのサイクル



3 施策体系

将来像

子育てするなら西予

■視点

■基本目標

場づくりの視点

1. 多様なニーズに応じた保育所(園)・幼稚園などの充実

2. 地域で子育てがしやすい環境の整備

3. 援護を必要とする子育て家庭への支援

4. 職業生活と家庭生活との両立の推進

人づくりの視点

5. 子育てに関わる教育環境の整備

まちづくりの視点

6. 情報提供・情報発信

7. 母子保健医療対策の充実

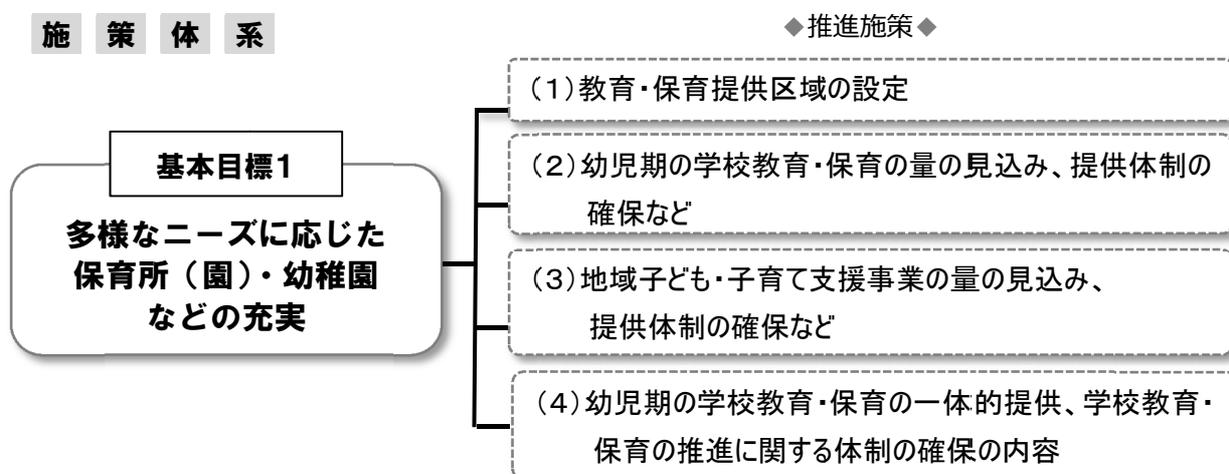
8. 子ども・子育てを支援する生活環境と安全の確保

第3章 計画施策の展開



1 多様なニーズに応じた保育所（園）・幼稚園などの充実

施策体系



(1)教育・保育提供区域の設定

1)教育・保育提供区域の考え方

西予市の地域性、教育・保育施設の整備状況をふまえると、市域全体での教育・保育提供圏域のメリットが大きいことがわかります。また、市域全体で区域を設定した場合には、「自宅近くで教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業を利用できない」というデメリットがありますが、現在、宇和地域（旧宇和町）に保育所（園）や幼稚園が集中していることから、教育・保育施設への移動に際して、自家用車の利用などによる移動が日常的に行われていると思われまます。

以上より、**西予市における教育・保育提供区域を、「市域全体」（1圏域）**とします。

(2) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保など

1) 国の考え方

- 当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」をふまえて設定する。
- 認定の区分(※)に加え、0歳、1-2歳、3-5歳の3区分で設定する。
 - ※量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。(地方版子ども・子育て会議等における議論など)
 - ※量の見込みについては、国の「算出のための手引き」を利用する。(ワークシートあり)

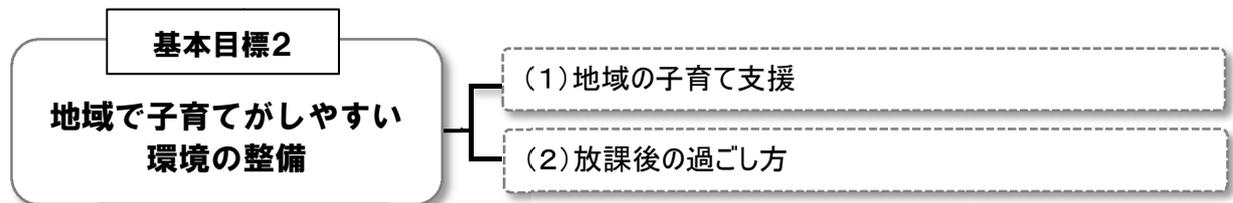
2) 認定区分と提供施設(確保の内容)

	認定区分	提供施設(確保の内容)
1号	3-5歳、幼児期の学校教育(以下「教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3-5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0-2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業



2 地域で子育てがしやすい環境の整備

施 策 体 系



(1) 地域の子育て支援

西予市で生まれた子どもが、西予市で育ち、結婚・出産を経て次の世代へと移っていくように、「子どもを生き育てることに夢と希望がもてるまち」として地域の人材や資源を活用した子育てを推進し、西予市に愛着をもてる子どもの育成に努めていきます。

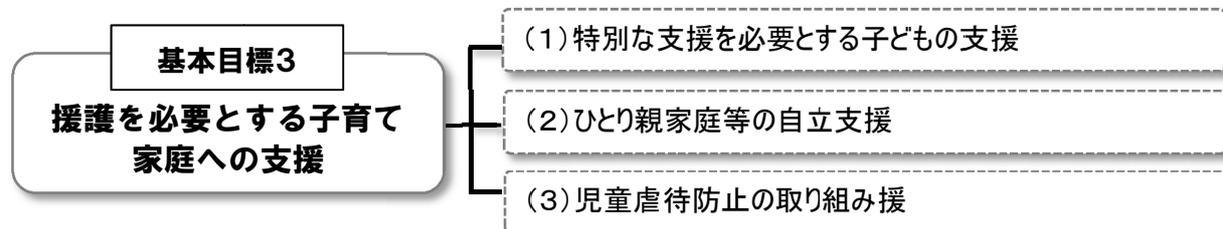
(2) 放課後の過ごし方

子どもが放課後を安全・安心して過ごせるように、放課後子ども教室の充実や、放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的に提供できる放課後子ども総合プランの整備を行い、子どもの居場所づくりを進めます。

3 援護を必要とする子育て家庭への支援

施 策 体 系

◆推進施策◆



(1) 特別な支援を必要とする子どもの支援

障害のある子どもと保護者を地域社会全体で支援し、また障害のある子どもを含めたすべての子どもが西予市において生き生きと幸せに暮らし、最大限に利益が尊重されるように取り組みを充実させていきます。

(2) ひとり親家庭等の自立支援

西予市においては、アンケート調査などから身の周りに相談ができないことや支援を求められないひとり親家庭の存在がうかがえます。こうした家庭への支援体制を充実させるとともに、経済的な援助についても継続して実施していきます。

(3) 児童虐待防止の取り組み

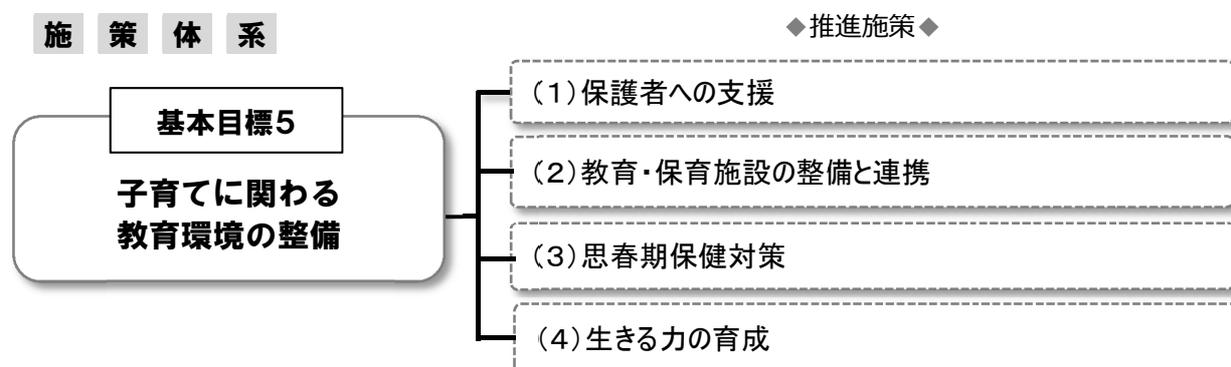
児童虐待については、社会全体でも大きな問題として取り上げられることが多くなってきました。児童虐待を防止するためには、未然に防止し、早期発見できることが重要になってきます。そのために、関係機関と連携し、児童虐待防止と早期発見・早期対応に努めます。

4 職業生活と家庭生活との両立の推進

近年の少子高齢化、人口減少によりますます女性の就労促進や活躍推進が求められています。しかし、現実には出産や子育てを機に仕事を断念する女性は依然として存在し、また出産後の就労ニーズは高くなっています。仕事と子育ての両立のためには、労働環境の改善や、労働者自身が働き方に対する考えを見つめ直すきっかけ、男性を含む家族の協力などが必要です。

働きながら子育てをするすべての人が、仕事と家庭生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう、事業者や労働者をはじめ、市民全体に対する男女共同参画の意識の向上や、ワーク・ライフ・バランスの浸透を継続して図っていきます。

5 子育てに関わる教育環境の整備



(1)保護者への支援

西予市では、子育て・子育ちに第一の責任を負う者は保護者であるという考えのもとで計画の推進を図っているため、保護者への支援の充実が重要となっています。

保護者同士の連携の促進や、家庭教育への相談事業や経済的支援などについて、今後も引き続き取り組んでいきます。

(2)教育・保育施設の整備と連携

子どもが豊かな人間性と社会性を育み、たくましい心身を育成するため、家庭や地域と連携を図りながら、魅力ある教育・保育施設となるように努めます。また、児童館の整備・充実を引き続き進めていきます。

(3)思春期保健対策

思春期は、心や体の健康の問題が生涯の健康に大きく影響するといわれています。喫煙や飲酒、薬物等の子どもが陥りやすい健康問題への対策等、思春期において心身ともに健康な生活が送れるよう支援します。

(4)生きる力の育成

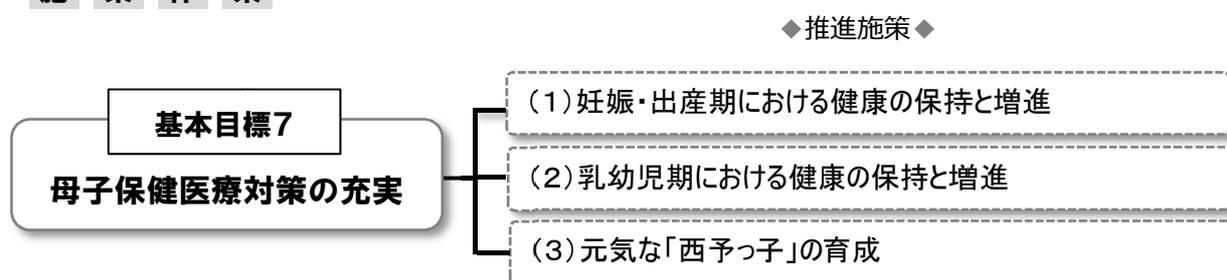
まちづくりにおいて、次代の担い手である子どもが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう事業を推進します。

6 情報提供・情報発信

子育てするなら西予をめざすために、子育て家庭に対して、子育て支援サービスや保育サービスの効果的・効率的な提供とサービスの質の向上を図る観点から、サービスの情報提供や子育てに関する情報発信に努めます。

7 母子保健医療対策の充実

施策体系



(1) 妊娠・出産期における健康の保持と増進

母親の妊娠・出産期からの健康増進と医療にかかりやすい制度をしっかりと構築するとともに、母子保健サービスのスタートである妊娠期から切れ目のない支援ができるよう取り組んでいきます。

(2) 乳幼児期における健康の保持と増進

健全な子育て・子育てのためには、まずは母子ともに健康であることが重要です。乳幼児期の健康増進と健診の重要性を理解してもらえるような周知啓発に取り組んでいきます。

(3) 元気な「西予っ子」の育成

受診勧奨や医療体制の整備と並行して、子どもが将来にわたって自らの健康を増進していくように、健康・食育に関わる事業を推進し、西予市ならではの子ども「西予っ子」の育ちを支援していきます。

8 子ども・子育てを支援する生活環境と安全の確保

近年、大きな災害による被害多くなっています。西予市でも子どもが安全に過ごせるために、災害時における対応と子どもが安全に遊ぶことができるよう施設整備・管理の充実を図ります。

第4章 計画推進のために



1 計画を推進するための役割

本計画の基本的な視点である「子どもの育ちを第一に考えること」をふまえながら、円滑に各施策を推進していくためには、保護者が子育てについての第一義的責任を有していることを前提としつつ、市内のあらゆる方・団体が本計画の基本理念とその考え方を共有し、その上で各々の役割を果たすことが重要です。

(1) 保護者の役割

子育て・子育ちに第一の責任を負う保護者は、子どもの行動や人格の形成に最も大きな影響を与えます。そのため、常にコミュニケーションを図り、家族のきずなや家庭でのふれあいを大切にしながら、子どもの心身のよりどころとなるように努めていきます。

子育てを通じて、自らも保護者としての役割を学び、人として成長しながら、子どもが基本的な生活習慣や社会のルールなどを学んでいくお手本となります。

家庭内だけでなく、子どもと一緒に地域のイベントなどに参加することによって、地域の中でのつながりをもって子育てを行っていきます。

(2) 市民(地域)の役割

子どもの豊かな感性・人間性が、隣近所や地域社会とのつながりによって育まれることをしっかりと認識し、子育ての意義及び子ども・子育て支援事業の重要性について関心を深め、地域における子育て支援に積極的に関わっていきます。

子どもを虐待やいじめ、非行・犯罪から守るために、普段から子育て家庭との関係性を深めるとともに、安心して子育てができるまちづくりに努めます。

(3) 西予市の役割

本計画に記載した子ども・子育て支援事業に関わる施策を推進していきます。

施策の推進にあたっては、国や県その他関係機関との連携を深め、協働して取り組みます。

市民・子育て支援団体・学校や幼稚園、保育園などの教育・保育提供施設が自主的に子ども・子育て支援に関わる事業に取り組めるように、必要な支援と連携の促進を図ります。

(4)子育て支援団体などの役割

地域の特性を活かした子育て支援に関する活動を行っていきます。

西予市や市民、事業者及び学校や幼稚園、保育園などの教育・保育提供施設と連携を深め、協働することによって、地域における子ども・子育て支援の拡充に努めていきます。

子どもとその保護者が、地域のイベントやボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努め、地域の中でのつながりを構築できるよう努めていきます。

(5)事業者・職域の役割

事業活動が子育てに及ぼす影響の大きさを十分に認識し、就業者である保護者が子どもと過ごす時間を十分に確保できるように、ワーク・ライフ・バランスが取れた職場環境を整備していきます。

(6)教育・保育提供施設の役割

子どもが多く時間を過ごす教育・保育提供施設において、集団生活の中でルールや基本的な生活習慣、豊かな人間性などを身につけることができるように取り組んでいきます。

本計画に沿って実施される子ども・子育て支援事業に関わる施策について、十分に理解し、自らも西予市や関係機関と連携して子ども・子育て支援に関する活動に取り組んでいきます。